

規 約

綱 領

1. 労働者と労働組合の基本的権利を擁護し、労働者の経済的・社会的・政治的地位の向上をはかる。
1. 労働組合運動の自由なる発展を期し、労働組合運動を抑圧する諸法規撤廃のため闘う。
1. 労働者相互の信頼と協力を基礎とする統一行動の維持と拡大をはかり、労働者の生活を犠牲にする一切の反動的企図と闘う。
1. 強固な労働者の団結を中心とし、戦争に反対する広範な国民諸階層との交流により、人類の希求する平和の達成と真の民主的独立日本の実現にまい進する。

第 1 章 総 則

第 1 条（名称・所在地） 本会は千代田区労働組合協議会と称し、略称を千代田区労協という。千代田区労協（以下「協議会」という）の事務所を東京都千代田区神田神保町におく。（青年婦人協議会）この協議会に青年婦人協議会をおくことができる。青年婦人協議会の規約は、別に定める。

第 2 章 目的及び事業

第 2 条（目的） 協議会の目的は、加盟組合相互の団結と提携によって、綱領の実現を期する。

（事業）協議会は前条の目的を達成するため、左の事業を行なう。

- 一 加盟組合の諸問題に対する共同方針の決定とその促進
- 二 加盟組合の争議を成功に導くための適正な援助
- 三 未加盟組合の加盟促進及び未組織労働者の組織化
- 四 加盟組合相互の密接な提携をはかるための情報・資料の交換
- 五 情報宣伝活動の推進
- 六 経営に関する研究調査
- 七 教育文化の向上と福利厚生に関する事業
- 八 他団体との協調及び区民との提携
- 九 サ・クル活動の交流の推進
- 十 その他の目的達成に必要な事業

第 3 章 組織及び加盟組合の権利義務

第 3 条（権利） 加盟組合は、この規約により次の権利をもつ。

- 一 この規約に定める加盟組合としての均等の取扱いをうけること。
- 二 労働組合の自主性を保障されること。
- 三 役員等の言動を自由に批判すること。
- 四 会計、議事録その他協議会に関するあらゆる書類を閲覧すること。

第 4 条（義務と責任） 加盟組合は、この規約により次の義務を負う。

- 一 綱領及び規約に従うこと。
- 二 決議を尊重すること。

- 三 会費及び特別賦課金を別に定める期日までに納入すること。
- 四 組織人員表を毎月報告すること。
- 五 組織の変更、役員の変更、事務所の移転、争議の開始及び終結、その他労働組合に関する重要行事又は変化があった場合はその都度連絡すること。

第 4 章 加盟、脱退及び処分

第 5 条（加盟） 協議会に新たに加盟しようとするときは、組合の正規の議決機関の加盟決議を経て、加盟金 1,000 円を添え、書面をもって常任幹事会に申込むものとする。

加盟の可否は、常任幹事会において決定し、次期議決機関に報告するものとする。

第 6 条（脱退） 協議会を脱退しようとする組合は、書面をもって届出なければならない。

届出の月より 1 か月を経過したときを以って、脱退行為が成立し、その組合の協議会に対する義務・権利を消滅する。

第 7 条（処分） 加盟組合で次の各号の一に該当し、かつ勧告をうけてもその行動を改めないときは処分される。

- 一 綱領・規約に違反したとき。
- 二 協議会の名誉を著しく汚したとき。
- 三 協議会の秩序をみだし、又は協議会の行なう行動を妨害し、或は協議会に損害を与えたとき。
- 四 会費・特別賦課金を正当な理由なく滞納したとき。

前項の処分は、権利停止及び除名とする。

権利停止及び除名は、常任幹事会の申請により大会が決定する。

第 5 章 機 関

第 8 条（機関） 協議会の議決機関は、大会及び評議員会とし、執行機関として常任幹事会をおく。協議会の活動を推進するため、地域の必要に応じてブロックを設けることができる。

第 1 節 大 会

第 9 条（大会） 大会は協議会の議決機関で、代議員と役員で構成し、毎年十月に招集する。

但し、常任幹事会が必要と認めたととき、及び加盟組合総数の 3 分の 1 以上で、かつその組合員総数の 3 分の 1 の開催要求があったときは、25 日以内に議長は大会を招集しなければならない。

大会は加盟組合数の過半数以上の、かつ代議員の過半数以上で成立し、議事は別に定められた場合を除き、出席代議員の過半数によって決め、可否同数の場合は、大会の議長が決める。

の 2 大会代議員がやむをえない理由により、大会に出席できないときは、他の代議員に委任することができる。但し、委任を受ける限度は 1 名とする。

大会の議長、副議長は代議員の中より選出する。

大会で役員は議決をもたない。

大会開催告示は 20 日前までとする。

第 10 条 大会代議員は、第 4 条第四号の組合員数により、加盟組合毎に 100 名まで 1 名、101 名から 300 名まで 2 名、301 名から 500 名まで 3 名、501 名から 1000 名まで 4 名、1001 名から 2000 名まで 5 名、2001 名から 3000 名まで 6 名、3001 名以上 7 名とする。

前項により選出された代議員氏名は、大会開催日十日前までに常任幹事会に報告しなければならない。

第 11 条（大会議決事項） 次の事項は、大会で決めなければならない。

- 一 規約
- 二 予算（改訂予算を含む）
- 三 決算
- 四 運動方針
- 五 処分
- 六 他団体への加盟及び脱退
- 七 役員の選出
- 八 協議会の解散

第 2 節 評議員会

第 12 条（評議員会） 評議員会は、大会に次ぐ議決機関で、評議員と役員で構成し、1年に1回以上議長が招集する。但し、常任幹事会が必要と認めるとき、又は評議員の3分の1以上の請求があったときは、臨時に招集しなければならない。

評議員は、第4条第四号の組合員数により、加盟組合毎に1000名までに1名、1001名以上2名を選出する。

評議員会の開催告示は、十日前までとする。評議員会の成立、議長、副議長の選出及び役員の議決権については、第9条第2項第3項及び第4項を準用する。

第 13 条（議決事項） 次の事項は、評議員会に附属しなければならない。

- 一 大会の決定により委任された事項
- 二 役員の補選
- 三 特別賦課金
- 四 予備費の支出

第 3 節 常任幹事会

第 14 条（常任幹事会） 常任幹事会は、議決機関の決議及び緊急事項を処理し、その執行した一切の業務について議決機関に責任を負う。

第 15 条（専門部） 常任幹事会の業務の円滑を期するため、専門部をおくことができる。

第 6 章 役 員

第 16 条（役員） 協議会に左の役員をおく。

- 一 議長 1名
- 二 副議長 若干名
- 三 事務局長 1名
- 四 事務局次長 若干名
- 五 常任幹事 若干名
- 六 会計監査 2名

第 17 条（役員の任務） 役員の任務は、次のとおりとする。

- 一 議長は、協議会を代表して協議会業務を統括する。
- 二 副議長は、議長を補佐し、議長事故あるときはこれを代行する。
- 三 事務局長は、協議会業務を掌握する。
- 四 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長事故あるときはこれを代行する。
- 五 常任幹事会は、協議会業務を分掌する。
- 六 会計監査は、協議会の財政業務を監査する。

第 18 条(役員 の 選 出) 役員は、定期大会において選出し、その任務は次の定期大会までとする。但し、再任を妨げない。

役員に欠員が生じたときは、評議員会で補選し、その任務は前任期間とする。

第 19 条(役員 の 義 務) 役員は、その業務に専念する義務があり、正当な理由なくして会議を欠席することは許されない。

第 7 章 会 計

第 20 条(一般 会 計 の 収 入) 協議会の運営経費は一般会計とし、収入は次のとおりとする。

- 一 会費
- 二 特別賦課金
- 三 その他

第一号及び第二号については、誤徴金を除き如何なる理由があっても返さない。

年度決算において剰余金が生じた場合は、その処分について、大会の承認を求めるものとする。

第 21 条(会 費) 協議会の会費は、別表の会費納入基準により当月中に納めるものとする。

協議会の事業活動又は維持のため特別の費用を必要とする場合は、評議員会の決定により特別賦課金を徴収することができる。

第 22 条(一般 会 計 の 支 出) 協議会の一般会計の支出は、次のとおりとする。

- 一 経常費
- 二 予備費

第 23 条(会 費 の 減 免) 特別の事情がある場合は、会費を評議員会の議決により減免することができる。

第 24 条(特 別 会 計) 協議会の会計に特別会計を設け、特別会計は次のとおりとする。

- 一 寄付金等特別会計
- 二 書記退職金積立特別会計

特別会計の収入のうち第一号については、常任幹事会が決定し、第二号については大会で決定する。

特別会計の支出は、常任幹事会が決定し、次期議決機関の承認をうけるものとする。

第 25 条(予 備 費 の 支 出) 予備費の支出は、議決機関の承認を経なければならない。

但し、一件 5 万円以下の支出の場合は、常任幹事会で決定し、次期議決機関の承認をうけるものとする。

第 26 条(会 計 年 度) 協議会の会計年度は、9 月 1 日から翌年 8 月 3 1 日までとする。

第 27 条(会 計 の 責 任) 協議会の財政の管理及び収入と支出は、常任幹事会の責任とする。

第 28 条(会 計 監 査) 会計監査は、3 か月毎に財政業務を監査する。

前項の監査を経た会計内容は、公表しなければならない。

会計監査は、第 1 項にかかわらず臨時監査することができる。

第 8 章 補 足

第 29 条 この規約の改廃は、大会において決定する。

第 30 条 この規約は 1 9 5 6 年 6 月 1 日より施行する。

- | | |
|-----------------|-------------|
| 1 9 5 7 年 1 1 月 | 1 日 改 正 施 行 |
| 1 9 6 0 年 9 月 | 1 日 改 正 施 行 |
| 1 9 6 2 年 7 月 | 7 日 改 正 施 行 |
| 1 9 6 5 年 1 0 月 | 3 日 改 正 施 行 |
| 1 9 6 6 年 1 0 月 | 9 日 改 正 施 行 |
| 1 9 6 7 年 1 0 月 | 8 日 改 正 施 行 |

1968年10月 6日改正施行
 1970年10月18日改正施行
 1972年10月31日改正施行
 1973年10月28日改正施行
 1983年10月29日改正施行
 1991年10月 5日改正施行
 1992年10月 3日改正施行
 1995年10月 7日改正施行
 2006年10月 7日改正施行

「規約運用に関する確認事項」

(1) 規約第四条第一項で単に労働組合と規定しているが、財政その他主体性の点からその組合が加盟できない場合は、連合体で加盟することができる。

(2) 規約に賛同し、その月の16日以降に加盟を決定した場合の会費納入は翌月より納入するものとする。

(3) 事務局職員は、加盟組合員として扱う。組合費は組合員1～5名の額とする。

(4) 事務局職員の定年を60歳満了とする。希望があれば再雇用することができる。その期間は5年を上限とする。

会 費

組 合 員 数	月 額 会 費
1 ~ 5	1,860
6 ~ 10	2,410
11 ~ 15	3,140
16 ~ 20	3,870
21 ~ 30	4,980
31 ~ 40	6,090
41 ~ 60	8,120
61 ~ 80	9,960
81 ~ 100	11,630
101 ~ 150	14,390
151 ~ 200	16,610
201 ~ 300	21,220
301 ~ 400	28,410
401 ~ 500	33,030
501 ~ 700	42,260
701 ~ 1000	49,640
1001 ~ 1300	61,260
1301 ~ 1600	68,240
1601 ~ 2000	73,250
2001 ~ 2500	74,480
2501 ~ 3000	80,070